平成２１年（フ）第９８２号
名古屋市北区清水２丁目２番５号
債務者　横田　涼子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１７０号
名古屋市守山区町北５番21号
債務者　山井　由香（旧姓竹端）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１７９号
名古屋市天白区元八事５丁目234番地　塩釜グリーンハイツ603号
債務者　西　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２９９号
名古屋市港区中川本町５丁目１番地の16　ライオンズマンション築地口弐番館802号
債務者　高橋　　久
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７４号
愛知県知多郡東浦町大字生路字前田115番地の３　セジュール原田101号
債務者　古川　高広
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６３号
愛知県一宮市玉野字渕ケ巻30番地２
債務者　杉本　直美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８９号
愛知県一宮市冨田字立石735番地９
債務者　バルガス　石渡　ルイス　ラミーロこと　ＶＡＲＧＡＳ　ＩＳＨＩＷＡＴＡ　ＬＵＩＳ　ＲＡＭＩＲＯ
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９８号
愛知県江南市天王町駒野62番地
債務者　村上　幸春
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３４９号
愛知県安城市百石町２丁目10番地６　セレッソ21―102
債務者　中野　　要
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
愛知県西尾市米津町八百目81番地１　丸石マンション102号室
債務者　若松久仁子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
三重県松阪市大足町741番地
債務者　村瀬　住代
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第７号
京都府福知山市駅南町１丁目13番地
債務者　荻野　圏治
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第８号
京都府福知山市駅南町１丁目13番地
債務者　荻野美津子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第２１号
京都府福知山市字堀2389番地
債務者　小林　公子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
岡山県倉敷市老松町３丁目９番22レオパレスＲＸ倉敷804号、申立時の住所京都府福知山市字堀2009番地サンハイツ堀104号
債務者　三橋　英治
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
京都府福知山市字中ノ17番地の２　吉田方
債務者　前田　栄子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
京都府福知山市字中ノ17番地の２　吉田方
債務者　前田　光正
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係